

# 東かがわ市移住促進家賃等補助金交付事業

東かがわ市内へ移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、市内に移住しようとする方の住宅の賃貸に係る費用に対し一部補助します。

## 1. 補助対象となる方

世帯全員が本市の住民基本台帳に記録されており、下記の全てに該当すること。

- (1) 香川県外及び県内他市町で3年間在住した後、転勤・就学以外の目的で、平成28年3月1日以降に定住の意思をもって、市内へ転入したこと。
- (2) 生活保護法に規定する家賃補助を受けていないこと。
- (3) 日本国籍を有していないときは、日本国の永住権を有していること。
- (4) 世帯の構成員に暴力団に準ずる者又はその構成員がいないこと。
- (5) 世帯構成員が県税（県外移住者の場合に限る。）及び市税等を滞納していないこと。
- (6) 過去に当該要綱の規定による助成金の交付を受けたことがないこと。
- (7) 申請者が契約者となって、移住に際し新たに賃貸借契約を締結すること。

## 2. 補助対象住宅

市内の民間賃貸住宅（公的賃貸住宅、社宅等事業主から貸与を受けた住宅、夫婦の3親等内の親族が所有し、又は賃貸借契約している住宅等は除く。）

## 3. 補助金額と対象期間

【住宅家賃】管理費、共益費及び駐車場使用料等を除く

〔補助金額〕 県外移住者：1世帯当たり月額2万円以内

                  県内移住者：1世帯当たり月額1万円以内

※（家賃－住宅手当）×1/2（千円未満捨て）と補助金額のどちらか低い額

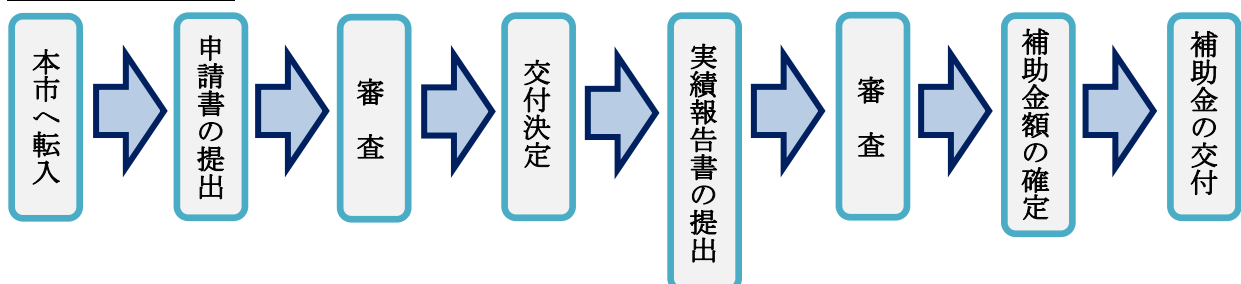
〔補助期間〕 移住した月の翌月から起算して24箇月以内

【住宅初期費用】住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の合計額

〔補助金額〕 1世帯当たり6万円以内（1回に限り）

※（初期費用－手当）×1/2（千円未満捨て）と補助金額6万円のどちらか低い額

## 4. 申請の流れ



## 5. 問い合わせ先

東かがわ市 総務部 地域創生課

TEL：0879-26-1276 FAX：0879-26-1366